

砂川市訓令第3号

令和5年1月31日

砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、燃料価格高騰等により厳しい経営状況に置かれている一般貨物自動車運送業・一般乗用旅客自動車運送業の事業活動を維持又は継続するための緊急的な支援措置として、一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、北海道による運送事業者臨時支援事業補助金又は地域公共交通事業者等臨時支援事業補助金（以下「道補助金」という。）の交付決定を受けており、砂川市内（以下「市内」という。）に本社、営業所等を有する一般貨物自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者とする。

(支給対象車両)

第4条 給付金の支給の対象となる車両（以下「支給対象車両」という。）は、支給対象者が市内の本社、営業所等においてその事業の用に供する車両（令和5年1月26日時点において保有している車両であって現に運行の用に供している車両に限り、霊きゅう運送及び一般廃棄物運送の用途に限定して使用する車両を除く。）とする。ただし、他の自治体から同様の給付金を受けている又は受ける予定の車両は支給の対象としない。

(給付金の額等)

第5条 支給対象者に対して支給する給付金は、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定める額に基づき支給対象車両ごとに算出した額を合計した額とし、1支給対象者につき1回限りの支給とする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業用自動車（被けん引車を除く。） 1台につき2万7,000円
- (2) 一般貨物自動車運送事業用被けん引車 1台につき1万1,000円
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車 1台につき2万5,000円

(申請受付期間)

第6条 給付金の申請受付期間は、令和5年2月1日から同年2月28日までとする。

(申請及び支給の方式)

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）によるものとし、次に掲げる書類を添付の上、郵送により申請を行うこととする。

- (1) 道補助金の給付決定通知書の写し
- (2) 北海道運輸局へ提出した一般貨物自動車運送事業経営許可申請書又は一般乗用旅客自動車運送業経営許可申請書等の主に市内で営業している車両台数が確認できる書類の写し
- (3) 砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）
- (4) 給付金の振込口座情報がわかる通帳の写し等の書類

2 市による支給は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込むこととする。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給と決定したときは、砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知の上給付金を支給するものとし、不支給と決定したときは、砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金不支給決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給等に関する周知)

第9条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により中小企業者への周知を行う。

(支給決定の取消し等)

第10条 市長は、給付金の支給決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給した給付金があるときは、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給決定を受けたとき。
- (2) その他支給することが不相当と認められる事由が生じたとき。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の申請を行った者に係る同条第2項及び第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金申請書

年 月 日

砂川市長様

郵便番号

所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号

— —

砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金の支給を受けたいので、砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請金額 金 _____ 円

一般貨物自動車運送事業用自動車（被けん引車を除く。）	27,000 円×車両	台
一般貨物自動車運送事業用被けん引車	11,000 円×車両	台
一般乗用旅客自動車運送事業用自動車	25,000 円×車両	台

2 添付書類

- (1) 道補助金の給付決定通知の写し
- (2) 北海道運輸局へ提出した一般貨物自動車運送事業経営許可申請書又は一般乗用旅客自動車運送業事業経営許可申請書等の主に市内で営業している車両台数が確認できる書類の写し
- (3) 砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）
- (4) 給付金の振込口座情報がわかる通帳の写し等の書類

別記第 2 号様式（第 7 条関係）

砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金申請に係る誓約書兼承諾書

私は、砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金の申請に当たり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 2 砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金事業実施要綱第 3 条の規定により、北海道内の他の市町村から同様の給付金の交付を受けないことを誓約します。
- 3 給付金の支給後、砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金事業実施要綱第 10 条の規定により、対象条件に該当しなくなった場合は、支給を受けた給付金を返還することを承諾します。

年 月 日

所在地

代表者氏名（自署又は記名押印）

別記第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

砂川市長

砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金については、砂川市一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金事業実施要綱第8条の規定に基づき審査した結果、次の理由により不支給となりましたので通知します。

不支給の理由